

# 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

## 近江タクシー株式会社

当社は、公共性が高く、地域に密着した事業活動を展開しており、その根幹をなすものは、「安全」であります。「安全がすべてに優先する」との考えのもと、「安全・安心・快適」を更に目指して参ります。そのために社員の安全意識向上と安全教育・「グループビジョン」の徹底を図り、輸送の安全確保に関して、以下の取り組みを実施して参ります。

### 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長および役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努め、輸送の安全確保に主導的な役割を果たして参ります。また、現場における安全に関する声に耳を傾けるとともに、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を社員に徹底してまいります。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定 (Plan)・実行 (Do)・チェック (Check)・改善 (Act) のサイクルを確実に実施するとともに、安全対策を随時見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めて参ります。また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表致します。

### 2. 輸送の安全に関する目標 (平成23年度) 平成23年4月1日～平成24年3月31日

- |               |          |
|---------------|----------|
| (1) 重大事故の発生件数 | 0件       |
| (2) 有責事故の発生件数 | 前年比50%減少 |

### 3. 輸送の安全に関する目標の達成状況 (平成22年度)

- |          |            |            |
|----------|------------|------------|
| (1) 重大事故 | 目標：0件      | 実績：1件      |
| (2) 有責事故 | 目標：前年比50%減 | 実績：前年比20%減 |

### 4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故 (平成22年度)

- ・人身事故：1件

### 5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

- ・安全管理規程【別図1】

## 6. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという認識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施します。
- (6) 近江鉄道グループとは密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めます。

## 7. 輸送の安全に関する計画

- (1) **営業所巡視・・・年4回実施**
  - ・代表取締役社長および安全統括管理者による各営業所へ巡視を実施。
- (2) **営業所巡回・・・毎月1回実施**
  - ・安全統括管理者による各営業所巡回。
- (3) **定例会議・・・毎月1回開催**
  - ・各統括営業所の責任者が出席し、安全・労務・営業に関する会議の実施。
- (4) **運行会議・・・毎月1回開催**
  - ・各統括営業所の運行管理者が出席し、安全運行（整備含む）に関する取組状況や計画を報告し意見交換を行い、輸送の安全向上を図ります。
- (5) **安全サービス推進委員会（SS）の開催**
  - ・各統括営業所毎にSSサークルを編成し（1サークル10名程）、班長・副班長を選出して、年間テーマ、サブテーマのもと小集団活動を行います。
- (6) **安全サービス推進活動発表会**
  - ・1年間のSS活動の成果を発表する班別SS活動発表会を開催。更に代表取締役社長・安全統括管理者が出席する大会を開催し、各営業所の代表サークル及び営業所での活動成果報告を行う。
- (7) **KYT（危険予知トレーニング）による事故防止**
  - ・ドライブレコーダーからヒヤリ・ハット映像を収集し、収集した映像を出庫前に見せ、危険予知トレーニングを行い危険意識を高め出庫します。また安全研修等にヒヤリ・ハット映像を活用し、事故防止のための安全教育に役立てます。
- (8) **新型タクシメーターの導入による運行解析**
  - ・新型デジタルタクシメーターを全車両に導入し、運行データを詳細に収集することにより、ドライブレコーダーの映像と併用して乗務員に対する安全意識を高め、安全運行に役立てます。
- (9) **飲酒運転防止の推進**
  - ・各営業所にて始業・終業点呼時に厳正なアルコール検知を行います。法定基準数値

より厳しく検知を行い、飲酒運転を防止します。反応データは、業務部及び運行管理者の携帯電話に転送され、チェックし適正に対応します。

#### (10) 適性診断の定期受診の推進

- 独立行政法人自動車事故対策機構が行う適性診断を受診し、受診結果を受けて運行管理者が受診者に対して個人指導を行い事故未然防止に役立っています。
  - (1) 初任診断・・・選任前（運転者として新たに雇い入れた者）に受診
  - (2) 一般診断・・・3年毎に受診
  - (3) 適齢診断・・・62、65、68、69歳時に受診
- 安全管理規程 第15条参照

#### (11) 適性診断活用講座の受診

- 運行管理者や補助者は自動車事故対策機構が実施する「適性診断活用講座」を受講して、乗務員への安全運転意識を向上させる効果的な助言・指導方法を身につけます。

#### (12) 健康管理（診断）の徹底

- 年2回（春と秋）の定期健康診断を実施して、タクシー業務に携わる全従業員が受診します。産業医や近江鉄道健康管理室の保険師から健康管理指導を受け健康管理の徹底を行います。

#### (13) 乗務員・運行管理者の研修・指導

- 1年を通して、各研修を実施します。
  - 新任乗務員選任研修（業務部研修及び所属営業所での研修および初任適性診断）
  - 苦情・重大事故惹起者研修（苦情・事故惹起者に対して、個人教育・添乗指導）
  - 観光乗務員選任研修（ジャンボハイヤー・観光バス選任乗務員の研修）
  - その他、営業所毎に、交通安全教育を実施します。
- 運行管理者は、自動車事故対策機構の基礎講習・一般講習を受講します。

#### (14) 運転記録証明の取得

- 全乗務員の運転記録証明を年1回申請し、乗務員に配布し安全運転指導を行います。優良乗務員に対してはSDカードを配布し、更なる安全意識の高揚を図ります。

### 8. 事故・災害に関する報告連絡体制

- 安全管理規程【別図2】

### 9. 輸送の安全に関する予算などの実績額

- 運転免許証判別装置付き事務所設置型アルコール検知器およびモバイル型アルコール検知器のメンテナンス（定時校正）および消耗品（マウスピースなど）の購入
- ドライブレコーダーのカメラの交換。本体、配線キット、表示部（デジタル時計）の購入。効率的な運行管理を行えるよう、デジタルタクシーメーターの導入
- 車内防犯の為、防犯ガラス・車内カメラを、タクシー全車両に設置

- 環境に配慮した低燃費低公害車の導入

#### 10. 輸送の安全に関する教育および研修計画

- 年間を通じて、適時乗務員および運行管理者研修を実施し、安全意識と資質向上を図ります。【別紙1】

#### 11. 輸送の安全に関する内部監査結果並びにその結果に基づく是正措置

- 内部監査を平成22年5、6月に近江鉄道(株)倫理・法務部が実施。

#### 12. 安全統括管理者

- 取締役業務部長 福田 陽

#### 13. 安全管理規程

- 別紙のとおり

【別図1】平成23年度 教育研修等計画表

		平成23年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成24年 1月	2月	3月	備考	
行事			春の 全国交通安全運動		夏 の 全国交通安全運動	タクシーの日(5日)	秋 の 全国交通安全運動	労働安全週間	全国火災予防運動	年末年始安全総点検	安全祈願 監査強調月間	監査強調月間	新入学(園)児と高齢者の 交通事故防止運動 全国火災予防運動		
年間目標 テーマ・サブテーマ		<b>テーマ「安全・サービス日本一」へ再チャレンジ</b> <b>サブテーマ お客さまの目線に立って 1. 挨拶の励行 2. 運転の基本に戻る 3. サービスの見える化</b>													
月別重点目標		目標達成確認	目標達成確認	目標達成確認	目標達成確認	目標達成確認	目標達成確認	目標達成確認	目標達成確認	目標達成確認	目標達成確認	目標達成確認	目標達成確認	毎月重点目標を設定し、達成度を確認する	
社内活動計画		毎月18日「近江タクシー安全最重要日」 毎月1日、15日「安全サービス強化推進日」													
安全サービス推進委員会 全社大会 SSサークル活動				活動途中報告			中間報告		活動途中報告		SSサークル活動成果発表全 社大会 安全祈願	テーマの検討 営業所・サークル 具体的な取組みの計画	テーマの発表 営業所・サークル 具体的取組み発表、活動準 備		
会議 関係	定例会議	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月開催	
	営業・運行会議	毎月第4木曜日開催	毎月第4木曜日開催	毎月第4木曜日開催	毎月第4木曜日開催	毎月第4木曜日開催	毎月第4木曜日開催	毎月第4木曜日開催	毎月第4木曜日開催	毎月第4木曜日開催	毎月第4木曜日開催	毎月第4木曜日開催	毎月第4木曜日開催	毎月開催	
	安全衛生委員会	統括営業所にて開催	統括営業所にて開催	統括営業所にて開催	統括営業所にて開催	統括営業所にて開催	統括営業所にて開催	統括営業所にて開催	統括営業所にて開催	統括営業所にて開催	統括営業所にて開催	統括営業所にて開催	統括営業所にて開催	毎月開催	
教育・ 研修 関係 (社内)	新入乗務員研修	都度実施	都度実施	都度実施 研修内容等の見直し、改 善	都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	都度実施 研修の見直し、改善	都度実施	都度実施	入社時随時実施 本社研修 毎週月曜日より3日間、営業所にて7 日間	
	飲酒検知者指導研修	発生時実施	発生時実施	発生時実施 研修内容等の見直し、改 善	発生時実施	発生時実施	発生時実施	発生時実施	発生時実施	発生時実施	発生時実施 研修の見直し、改善	発生時実施	発生時実施	本社にて1日間	
	ジャンボ 観光乗務員選任研修	都度実施	都度実施	都度実施 研修内容等の見直し、改 善	都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	都度実施 研修の見直し、改善	都度実施	都度実施	本社にて2日間	
	バス 観光乗務員選任研修	都度実施	都度実施	都度実施 研修内容等の見直し、改 善	都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	都度実施 研修の見直し、改善	都度実施	都度実施	本社にて2日間。その後、最終試験の 実施	
	苦情・事故惹起者研修	都度実施	都度実施	都度実施 研修内容等の見直し、改 善	都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	都度実施 研修の見直し、改善	都度実施	都度実施	本社にて実施	
	電話対応研修	電話対応研修	電話対応研修								電話対応研修(ステップアップ)				対象:各営業所配車係り、事務職員
	ヒヤリ・ハット ドライブレコーダーデータ収集	毎週水曜日 データ収集	毎週水曜日 データ収集	毎週水曜日 データ収集 データ分析、DVD作成	毎週水曜日 データ収集	毎週水曜日 データ収集	毎週水曜日 データ収集	毎週水曜日 データ収集 データ分析	毎週水曜日 データ収集	毎週水曜日 データ収集	毎週水曜日 データ収集 データ分析	毎週水曜日 データ収集	毎週水曜日 データ収集	毎週水曜日 データ収集 データ分析	毎週水曜日にデータ収集
講習 関係 (社外)	運行管理者 基礎講習	上半期基礎講習受付開始			上半期基礎講習(3日間)			基礎講習下半期申込準備			下半期開催予定			独立行政法人自動車事故対策機構主 権	
	運行管理者 一般講習				申込準備		9/8、27開催			12/2開催		2/2開催		独立行政法人自動車事故対策機構主 権	
	整備管理者	整備管理者選任前研修 6/7			整備管理者選任前研修 8/13			整備管理者選任前研修 11/8		整備管理者選任後研修		整備管理者選任後研修		対象:昨年度に受講していないもの	
	適性診断 適性診断活用講座 その他							適性診断活用講座10/6						独立行政法人自動車事故対策機構主 権	
試験	運行管理者試験 衛生管理者試験 旅行業務取扱管理者 他		第1回運行管理者試験 申込準備 5/28～6/18	保安責任者講習会(上 旬) 衛生管理者申込 6/4～18	旅行業務取扱管理者申込	第1回運行管理者試験(8/22) 衛生管理者試験(8/5) 高圧ガス製造保安責任者試験 申込	旅行業務取扱管理者試験		第2回運行管理者試験 申込準備 高圧ガス製造保安責任者 試験				第2回運行管理者試験		
研 修 ・ 講 習	運輸安全マネジメント関係		内部監査講習会(NASVA)				安全運転セミナー				運輸安全マネジメントシン ポジウム(予定)			研修・講習会積極参加	
	健康管理	フォローアップ 再受診者の受診確認	フォローアップ 再受診者の受診確認				秋の定期健康診断	フォローアップ 再受診者の受診確認	フォローアップ 再受診者の受診確認				春の定期健康診断	年2回 全社一斉・全員受診	
	街頭指導	街頭指導			街頭指導		街頭指導								
営業所 巡視・ 巡回	社内巡視 (代表取締役社長・安全統括管理者)		巡視		巡視		巡視				巡視				
	社内巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回		
示 達 ・ 通 知	制服、その他	ベスト着用終了4/30まで		夏服着用6/1より		飲酒根絶(上旬)	冬服着用10/1より	ベスト着用11/1	飲酒根絶					月2回発信	
設 備	LPG関係	計量機定期自主検査 (滋賀県エルピエガス協会)		保安検査申請	保安検査(下旬)	保安検査(上旬)									
	その他・備考	消防設備点検(中旬)		防犯訓練					運転記録証明書取得準 備 (中旬)		監査強調月間 1月中旬から2月中旬	監査強調月間 1月中旬から2月中旬			

# 安全管理規程

制定 2010年 1月 1日

改正 2010年11月 1日

改正 2011年 1月10日

改正 2011年 4月 1日

## 第1章 総 則

### （目的）

**第1条** この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条及び第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

### （適用範囲）

**第2条** 本規程は、当社の自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

## 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

### （輸送の安全に関する基本的な方針）

**第3条** 社長及び役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、施設、車両及び社員（社員に準ずる者を含む。以下「社員」という。）を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針を次項に規定し、安全の確保に関する業務の実施状況等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。

2 社長、役員及び社員の安全に係る行動規範（安全の基本理念、安全方針）は次のとおりとする。

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下「法令等」という。）をよく理解するとともに、これを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- (4) 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と

認められる取扱いをすること。

- (5) 事故、災害等が発生したときは人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な措置をとること。
- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

#### **（輸送の安全に関する重点施策）**

**第4条** 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
  - (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
  - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
  - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
  - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適格に実施すること。
- 2 近江鉄道グループとは密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

#### **（輸送の安全に関する目標）**

**第5条** 第3条に掲げる方針に基づき、毎年度目標を策定する。

#### **（輸送の安全に関する計画）**

**第6条** 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画として毎年度「運行管理計画」を作成する。

### **第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制**

#### **（社長等の責務）**

**第7条** 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- 2 社長及び役員は、輸送の安全の確保するため自動車運送事業の遂行及びその管理体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長及び役員は、自動車運送事業の遂行に際し、施設、車両、要員、予算及びその他の必要な計画を策定し、管理者及びその他必要な責任者に対し、安全性及びその実現の

可能性を検証させる。

- 4 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行う。
- 5 社長及び役員は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者がその職務を遂行する上で意見を尊重する。

### （社内組織）

**第8条** 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。なお、当社の一般旅客自動車運送事業における安全の確保に関する体制は別図1のとおりとし、各々の役割は次のとおりとする。

- （1）安全統括管理者：輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
- （2）指導主任者：安全統括管理者の指揮の下、輸送の安全の確保に関し、各統括営業所（総）支配人を統括し、指導監督を行う。
- （3）（総）支配人：安全統括管理者の指揮の下、輸送の安全の確保に関し、各統括営業所及び管轄する営業所内各担当を統括し、指導監督を行う。
- （4）統括運行管理者：（総）支配人の指示を受け、（統括）営業所及び管轄する営業所の運行管理業務全般を処理し、輸送の安全の確保及び乗務員の指導監督を行う。
- （5）所長：（総）支配人の指揮の下、（統括）営業所内各担当を統括し、指導監督を行う。
- （6）運行管理者：統括運行管理者の指示を受け、営業所の運行管理業務を処理し、輸送の安全の確保及び乗務員の指導監督を行う。
- （7）整備管理者：安全統括管理者の指揮の下、（総）支配人の指示を受け、（統括）営業所の車両の安全確保等全般を処理し、乗務員の指導監督を行う。
- （8）業務部長：輸送の安全確保に必要な要員・計画・投資・資金計画に関する業務を統括する。

- 2 社長は、前項の管理者の選任、解任等については、これを社員等に周知することにより、輸送の安全の確保に関する責任体制を明確にするものとする。
- 3 各管理者が事故等によりその職務が遂行できないときは、その都度社長が指名した者が臨時にその職務を代行する。

### （安全統括管理者の選任及び解任）

**第9条** 安全統括管理者は、取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」と

いう。) 第47条の5に規定する要件を満たす者から選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 人事異動等により安全統括管理者の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (3) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (4) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

#### **(安全統括管理者の責務)**

**第10条** 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全従業員に対し、本規程の周知及び関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、従業員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、代表取締役及び役員に報告すること。
- (6) 代表取締役及び役員等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

### **第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法**

#### **(輸送の安全に関する重点施策の実施)**

**第11条** 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する運行管理計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

**（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達並びに事故防止対策の検討）**

**第12条** 社長及び役員と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努めるとともに、近江鉄道グループ「企業倫理ホットライン運用規程」を順守し、社長及び役員に直接、情報が伝達されるようにホットラインを確保する。

- 2 安全統括管理者は、安全性を損なうような事態を発見した場合には、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じるとともに、事故防止対策の検討を行う。

**（事故、災害等に関する報告連絡体制）**

**第13条** 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別図2及び西武グループ「危機管理規程」、並びに近江タクシー「事故処理規程」、近江タクシー「異常気象時における措置要領」によるものとする。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、代表取締役及び役員又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が迅速かつ円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、同規則に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

**（輸送の安全に関する教育及び研修）**

**第14条** 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

**（輸送の安全に関する65歳以上の適性診断の受診について）**

**第15条** 65歳を過ぎて雇用する乗務員については、国土交通大臣が認定する適齢診断及び適性診断を下記のとおり受診するものとする。

62歳時	65歳時	66歳時	67歳時	68歳時	69歳時
適齢診断	適齢診断	一般診断	一般診断	適齢診断	適齢診断

### （輸送の安全に関する内部監査）

**第16条** 安全統括管理者は、自ら又は近江鉄道(株)倫理・内部統制部に内部監査を依頼し、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

この実施責任者については、都度安全統括管理者が指名する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査の結果並びに、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに社長及び役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

### （輸送の安全に関する業務の改善）

**第17条** 社長及び役員は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度な安全の確保のための措置を講じる。

### （情報の公開）

**第18条** 法第29条の3の規定により、次に掲げる事項を毎年度取りまとめ、公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
- (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- (3) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- (4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
- (5) 輸送の安全に関する重点施策
- (6) 輸送の安全に関する計画
- (7) 輸送の安全に関する予算等実績額
- (8) 事故、災害等に関する報告連絡体制
- (9) 安全統括管理者
- (10) 安全管理規程

- (11) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
- (12) 輸送の安全に関する内部監査及びそれを踏まえた措置内容
  - 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

**（輸送の安全に関する記録の管理等）**

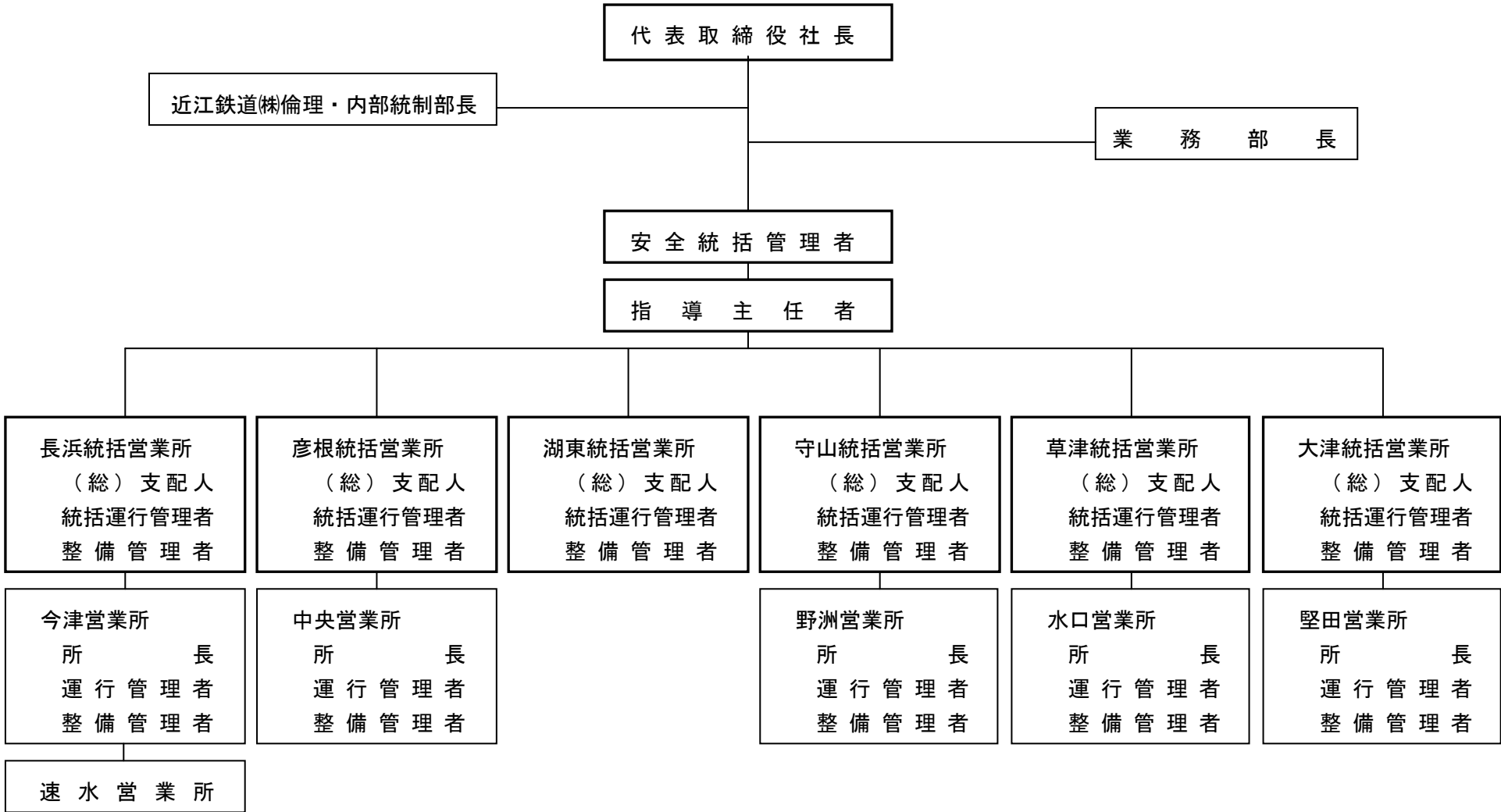
**第19条** 本規程及びその他の輸送の安全確保に関する規程等は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、代表取締役及び役員に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法は「文書管理規程」の定めにより適切に行う。

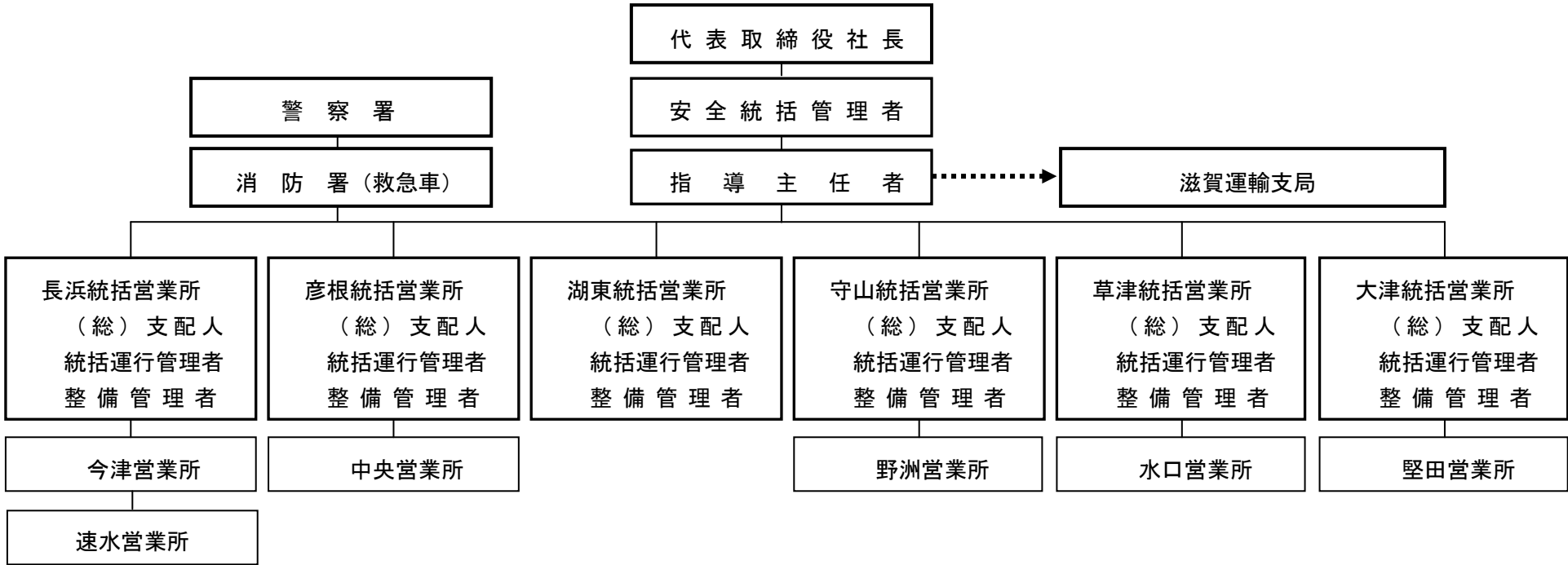
**附 則**

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

【別図1】安全確保に関する体制及び運転の管理に関わる体制



【別図2】重大事故・災害等に関する報告連絡体制



\* 事故等の発生時の対応については、基本的には統括営業所単位で対応するものであるが、重大事故や大規模災害等の発生時には、安全統括管理者のもと、会社単位で応援体制をとり、事故災害対策本部を設置して対応する。